

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日か、
休ると
日か、
の翌日)

目 次

◇ 告 示

相互救済事業に係る昭和六十二年度の経営状況（総務管財課）

字の区域の変更（地方課）

計量器の定期検査の実施（商工指導課）

土地改良区の定款の変更の認可（農村整備課）

土地改良法による換地処分（〃）

保安林の指定の解除予定（造林課）

建設業法による経営状況分析の委任（管理課）

建築基準法による道路の位置の指定（二件）（建築課）

◇ 正 誤

昭和六十三年七月鳥取県地方労働委員会告示第一号中訂正

告 示

鳥取県告示第八百十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の第二項の規定に基づき、社団法人全国公営住宅共済会から同条第一項に規定する相互救済事業に係る昭和六十二年度の経営状況の通知があつたので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年九月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和62年度社団法人全国公営住宅共済会経営状況

1. 事業実績

加入都道府県市区町村公営数 1,217

加入戸数 873,179戸

共済契約金額 3,112,068,437,000円

共済分担金 669,944,657円

罹災戸数 364戸

災害共済金 227,485,492円

復興建築助成戸数 198戸

復興建築助成金 51,454,192円

防火・住宅施設改善助成会員数 211

防火・住宅施設改善助成金 51,326,180円

災害見舞戸数 438戸

災害見舞金 9,927,969円

2. 収支計算

(1) 収入 共済分担金収入 669,944,657円

会館収入 57,788,891円

特定預金取崩収入 33,000,000円

その他の収入 89,445,650円

当期収入合計(A) 850,179,198円

前期繰越収支差額 124,205,082円

収入合計(B) 974,384,280円

(2) 支出 事業費 374,698,886円

管理費 206,626,024円

会館管理費 51,588,593円

特定預金支出 144,205,082円

その他の経費 61,987,191円

当期支出合計(C) 839,105,776円

当期収支差額(A)-(C) 11,073,422円

次期繰越収支差額(B)-(C) 135,278,504円

鳥取県告示第八百十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、用瀬町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による赤波第二地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十三年九月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称 大字赤波字馬場 谷	同上の区域（昭和六十三年四月六日現在の地番による。）
大字赤波字ツ、 ラ原	大字赤波字馬場谷七二〇の一の一部及びこれと一体をなす 国有地 大字赤波字ツ、ラ原の全域 大字赤波字馬場谷奥一五三三の三、一五三八の一、一五三八の二
大字赤波字馬場 谷奥	大字赤波字馬場谷奥のうち一五三三の三、一五三八の一、 一五三八の二、一五四三の六、一五四四、一五四五、一五 四六の二、一五四七から一五四九まで、一五五〇の一、一 五五〇の二、一五五一の一から一五五一の三まで、一五五 二の一、一五五二の二、一五五三以外の区域
大字赤波字金谷	大字赤波字金谷のうち一五五四の三、一五五四の四、一五 五五の二以外の区域

鳥取県告示第八百十七号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百十条の規定に基づき、鳥取市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条の規定により告示する。

昭和六十三年九月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 計量法第四百十二条各号に掲げる計量器

実 施 期 間 実 施 場 所

昭和六十三年十月三日から
昭和六十四年三月三十一日まで 当該計量器の所在の場所

二 計量法第四百十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

実 施 期 日 実 施 時 間 実 施 区 域 実 施 場 所

昭和六十三年十月三日 午前十時から
正午まで 鳥取市 鳥取市賀露公民館

〃 午後一時から
午後三時まで 〃 鳥取市湖山公民館

昭和六十三年十月四日 午前十時から
午後三時まで 〃 市民体育館

昭和六十三年十月五日 〃 〃

昭和六十三年十月六日 午前十時から
正午まで 〃 鳥取市下水環境部

昭和六十三年十月七日 午前十時から
午後三時まで 〃 鳥取市立日進小学校

昭和六十三年十月十一日 〃 〃

昭和六十三年十月十九日

鳥取県告示第八百十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、光徳土地改良区の定款の変更を昭和六十三年八月二十九日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年九月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、用瀬町が行う土地改良事業に係る赤波第二地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年九月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百二十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十三年九月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字大内字二ノ九九一の一の五、九一二の三、九一三の二、九一五の二、九一六の三、九一七の三（以上六筆国有林）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第八百二十一号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の二十四第一項の規定に基づき、次のとおり経営状況分析を行わせることとしたので、同法第二十七条の二十五第一項の規定により告示する。

昭和六十三年九月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 指定経営状況分析機関の名称等

1 指定経営状況分析機関の名称

財団法人建設業情報管理センター
主たる事務所の所在地

東京都中央区新川一丁目一七―二五

3 経営状況分析を取り扱う事務所の所在地

鳥取市西町二丁目三一〇

二 指定経営状況分析機関に経営状況分析を行わせることとした日

昭和六十三年九月二日

鳥取県告示第八百二十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和六十三年九月二日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和六十三年九月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長 (メートル)
境港市栄町 境港管理組合 管理者 西尾 邑次	境港市昭和町七―一二、 一一―四五、一一―四 七、二七―二及び八四	幅員 一一・五〇～一九・七五 延長 七五一・六〇

鳥取県告示第八百二十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和六十三年九月二日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和六十三年九月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

申請人の住所及び氏名 境港市米町 境港管理組合 管理者 西尾 邑次	道路の位置の指定場所 境港市竹内団地五一 一、五二、一〇一及び 一〇二	道路の幅員及び延長 (メートル) 幅員 一四・四〇～二一・七五 延長 一、二六六・〇〇
--	--	--

正 誤

昭和六十三年七月鳥取県地方労働委員会告示第一号（地方労働委員会あつせん員候補者の氏名、履歴等について）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 行

石井信義

昭二四・四・二六

正

石井信儀

昭二一・四・二六